

第4回 八尾市廃棄物減量等推進審議会・議事要旨

【日時】平成23年2月24日（木）午前10時～12時

【場所】八尾市役所 本館6階 研修室

【出席委員】吉田会長、福岡副会長

吉川委員、前田(公)委員

花嶋委員、林委員、辻井委員、榊井委員、北山委員、笠原委員、桶谷委員

西田委員、前田(吉)委員、大本委員、小松委員、山崎委員

【欠席委員】佐郷委員、中野委員、森本委員、中西委員

【事務局】角柿部長、竹田理事、吉岡次長、田口課長、吉田課長補佐、

益井課長、西野課長補佐、柳本係長、上谷係長、瀧澤副主査、松崎

1. 開会挨拶（事務局：益井課長）

2. 委員出席状況

委員の交代のお知らせ…イトーヨーカ堂八尾店、高塚委員から大本委員に交代

3. 配布資料の確認（事務局：西野課長補佐）

- ・資料No.13. 次期基本計画に盛り込む事業系一般廃棄物の減量施策について
- ・資料No.14-1. 現行の八尾市一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)における家庭系廃棄物にかかる取り組みの進捗状況等
- ・資料No.14-2. 一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)における事業進捗状況
- ・参考資料 府内市町村別ごみ総量、資源化の状況

4. 議事（議事進行：吉田会長）

(1) 次期基本計画に盛り込む事業系一般廃棄物の減量施策について

- ・資料説明（資料No.13. 事務局）

お手元の資料No.13 をご覧下さい。1 ページ、(1)事業系指定袋のあり方の検討について。事業者責任の観点から踏まえて検証を行い、将来のあり方についての方向性を明確にすることとしております。現在のごみ袋の種類につきましては、一番上に書いてあります通り、可燃ごみが45 リットルの容量で1枚100円、資源、埋立、複雑袋が35 リットルの容量で1枚60円となっております。指定袋の販売は、従来10枚セットで契約店で販売してまいりました。しかし、平成21年4月から排出事業者の現状把握と許可業者への移行指導のため、可燃ごみ袋について、資源循環課で販売を1本化させていただいております。

考えられる方向性について。指定袋制を継続していく場合、例えば少量排出者向け施策として、少量排出者の定義付けを行い、コストを算出して手数料を見直すといったことも必要となると考えております。仮に指定袋制を廃止し、収集運搬許可業者へ完全移行するとなった場合、どうしても家庭系へのごみ流出が問題となる恐れがあり、そのための対策も講じる必

要があります。継続するにしても、廃止するにしても大変大きな課題があります。事業系指定袋のあり方については、今後とも家庭系の指定袋も含めた包括的、かつ抜本的な対策が必要ということを経務局としては認識しております。

続きまして、2ページをごらん下さい。(2)多量排出事業所に対する減量指導及び適正処理のための監視体制の維持・強化について説明させていただきます。

多量排出事業者に対しては、減量計画書、実績報告書の提出を求め、減量に向けた啓発・指導を行うこと。また、排出物管理責任者届出制度の運用に通じた排出物の把握に努め、監視体制の強化を図っていく所存です。順序としては、STEP1にありますように、まず多量排出事業者の特定が必要となってきます。多量排出事業者については、市の規則第14条で以下の通り定義されています。①1,000㎡以上の小売業店舗、②ベッド数100床以上の病院、③小・中学校、高校、(短期)大学、④2,000㎡以上の興行場、遊技場、旅館・ホテル、⑤3,000㎡以上の事務所が対象となっています。多量排出事業者を特定した後に、STEP2 事業系一般廃棄物の減量等に関する計画書及び実績報告書の提出と、事業系廃棄物管理責任者の選任を求めていくということになっております。また、このSTEP2までが完了したとしても、STEP3として事業所の指導・啓発を実施していくという各段階を踏んで進めさせていただきたいと考えております。

続いて3ページ目をごらん下さい。(3)事業系一般廃棄物の分別指導の強化についてご説明します。前回の審議会でご説明した通り、展開検査を通じて明らかになった、資源化が可能な排出物については、事業所へ分別指導を行うこととしております。排出事業者と収集運搬業許可業者、八尾市の簡単な相関図を図式化しております。まず、排出事業者は、古紙など資源化できるものはできるだけ資源化した後に分別して排出をします。収集運搬業許可業者が収集し、八尾工場まで運搬します。八尾市では、その際に展開検査を実施することによって適正排出の確認、指導に努めております。収集運搬業許可業者は、八尾市に代わり収集運搬するだけでなく、排出事業者の指導、啓発を行うことも重要な業務の一環です。2重線で示しておりますとおり、今後とも収集運搬業許可業者と八尾市は連携、協力しながら事業系一般廃棄物の適正な排出の指導、啓発に努めていきたいと考えております。

(質疑応答)

○委員

資料No.13の1ページ、考えられる方向性【継続】②について。少量排出者の定義付けが、1回1袋というのはどういう理由からか。一般家庭でも2袋排出するときもある。八尾市は中小企業が多いので、移行するには経費がかなり増えるということを考えて、定義づけをきちんとしなければならないと思う。

○事務局

少量排出事業所定義については、今後も整理していくつもりです。1ページに記載されてある「1回1袋」と言っているのは一つの例です。家庭系ごみでも、1回1袋でお願いしますと説明しているので、事業所にも同一の扱いで例にしています。今後、もう少し検討を加える予定です。

○会長

家庭系と事業系袋の大きさは同じか。

○事務局

同じです。

○委員

事業系ごみと家庭系ごみの排出量の比率はどれくらいか。

○事務局

平成 21 年から事業系の可燃指定袋の販売を一元管理し、市で販売しています。平成 21 年 1 年間で販売した袋の数は約 700 事業所でしたが、平成 22 年度は約 100 事業所へ減少しています。

○委員

私は八尾市の山間部に住んでいるが、事業所用のごみ袋をあまり目にすることがない。恩智駅前ですら少し見たことがある程度。行政コストも考慮しないといけないので、事業所があまりにも少ないのなら、家庭系ごみと一緒に収集しても良いのではないかと。事業系ごみ収集車の台数はどれくらいあるのか。

○事務局

事業系ごみも、一般家庭ごみと同じ曜日に一緒に回収し、同じステーションに搬入しています。

○委員

事業系ごみの指定袋は、可燃が 100 円/袋、資源・埋立・複雑が 60 円/袋で販売されている。実際には収集から処理までどれくらい費用がかかるのか。

○事務局

元々、袋の料金設定は、焼却費用のみです。人件費等、収集にかかるコストは含まれていません。

○副会長

今、この審議会で討議すべき内容を確認したい。次期基本計画に載せるのは「事業系指定袋のあり方の検討をしていきます」ということか、「指定袋製を継続していくが料金は見直していくべきである」ということか、「指定袋制を廃止するかどうか」ということか確認したい。

○事務局

事業系指定袋を今後どうしていくのかは、大きな問題として認識しています。ただ、答えは事業系だけではなく家庭系も含めた、指定袋全体としてありかたを検討していかなくてはならないという認識です。次期基本計画の中で、指定袋のあり方を検討していきたいと考えています。今回の審議会の中で答えを導き出すのはかなり難しい。課題としては認識していますが、今後検討していきたいと考えています。

○副会長

問題を先送りしているようにも思えるが、事務局の考え方は理解した。

○会長

この審議会で議論し、方向性が出ればよい。事務局から指示を受けて議論するという事ではない。ただ、難しい問題でそう簡単に結論がでるような問題ではないと思う。

○委員

小企業は、業種によってごみ質が異なる。食品関係は家庭ごみとあまり変わらない。八尾市は鉄工、木工関係の工場が多い。そこで排出される廃棄物の実態はどうなっているのか。

○事務局

おっしゃる通り、ごみの量は業種により異なります。1 件 1 件のごみの量を把握するのはとても難しいことです。大手の業者は許可業者と直接契約を結んでいます。それぞれの事業所に都合のよい収集形態で集めてもらっています。

○委員

八尾市内で、ISOを取得している事業所は何件くらいあるのか。

○事務局

ISOは約30件、KESは2月初旬現在で約28件と把握しています。

○会長

個人で経営している住居一体の飲食店では、ごみを家庭系と一緒に排出してもわからない。そういうケースもあるのではないかと。

○委員

私は今、町会長を務めていて町会から家庭用のごみ袋を配っている。足りなくなったら市役所へいってもらえることができる。事業所であっても家庭系ごみで出していることが多々ある。不平等感が出てくる。そういう不適正な排出をうやむやにしている状態で小規模事業所の事業系指定袋を買っている人だけこんなに厳しくしていいのか。

○会長

どこの市も問題を抱えている。真面目にやっている人もいるが、真面目にやっているといふと損をするという状況なのか。市として不適正な排出をどうチェックしていくのか。

○事務局

自宅から出る家庭系ごみと事業所から出る事業系ごみはきちんと分けていただく。少量であれば事業系指定袋を買っていただく。量がある程度あれば業者に委託していただく。モラルの問題もあり、そういう指導を繰り返していくしかないと考えます。事業系だけでなく、家庭系もあわせて指定袋制を根本から考えていかななくてはならないと考えております。

○会長

収集業者がごみをパッカー車に入れるときに、事業者が家庭系ごみに出しているということがわかる。そういう情報を収集業者からもらえばいいのではないかと。

○事務局

現場でも、そういう形で事業所に指導に行くということも実施しています。しかし、ステーション方式だと排出先がわかりにくいという問題があります。家庭用袋の適正配布という形で、自宅と事業所併用の店舗については、ごみは別々に排出して下さいと指導しています。地元と協力しながらモラルを高めていくように指導、啓発にあたっていきたいと考えています。

事業系と家庭系のごみ袋の色は別になっていて、見分けられるようになっています。

○委員

事業系の指定袋の売り上げで、年間どれくらい収入があるのか。

○事務局

平成21年の袋販売数が5万枚程度、販売謝礼を差し引くと300万円くらいになります。

○委員

あまり大きな金額ではないので、事業系の指定袋は廃止してはどうか。私はビルの管理に従事していたことがあるが、事業所では、ごみの分別は中々しない。燃えるごみの中に石ころ、鉄屑、植木鉢を入れて排出したりする。大規模事業所は、業者に委託している。委託業者は分別しなくても引き取ってくれる。事業所のごみ袋は廃止して、一般の8種分別と一緒にしてはどうかと思う。

○事務局

平成 21 年度の販売数は 5 万枚でしたが、その前年、平成 20 年は約 35 万枚でした。残った業者はごみを出す頻度があまり高くない、もともとごみ量が少ない業者と考えられます。廃止してしまうのも問題があるのではないかと考えています。

○会長

他市はどう対応しているのかも検討した方がよい。

○副会長

家庭系の指定袋は、現在無料配布している。総合的に考えると、その袋代は八尾市民のみなさんがある程度負担しなければならない。他市では、ごみ袋は自分で買っているし、せめて袋代くらい有料化するようにするべきではないか。京都市では、袋代に加えて処理料金も市民負担にしている。家庭系袋も相応に負担があって、事業系はもう少し高くする等、総合的に考えていかなければならない。家庭系、事業系併せて見直していくというのはそういうことではないのか。

○会長

資料No.13 の 2 ページ目、STEP1 に多量排出業者の定義がある。店舗、病院、学校などの他、工場は含まれないのか。

○事務局

工場は、比率からいうと一般廃棄物は少なく、産業廃棄物が多いとみなしているので入っていません。

○会長

工場からも一般廃棄物が出る。事業系廃棄物だと思うが、それはどうしているのか。

○事務局

多量排出事業者として定義しているのは、一般廃棄物の量が比較的多量に見込まれる業種です。

○会長

工場では、産業廃棄物と比べると一般廃棄物の量は少ないかもしれないが、どの程度の量か。

○事務局

ここで多量排出事業者として定義している小売業、スーパーとかと比較すると断然少ない量です。

○委員

ごみは減ることはなく今後も増えていくと思うが、とにかく排出者の意識を高めていき、項目をあげて中身のチェックをして欲しい。意識を高めないと、市としてもごみが増えるばかりで大変である。市政だよりで容器包装プラスチック分別を早く進めていかなければならないという記事が載っていた。収集現場の人は頑張っている。

○会長

事務局としては、事業系指定袋のあり方について具体的にどう考えておられるのか。

○事務局

課題を整理するとともに、家庭系、事業系を含めて指定袋制について検討していきたいと考えています。できるだけ早い次期に方向性を明確にし、改めて審議会で諮問したいと思います。

○会長

家庭系、事業系を含めて指定袋制について検討していきたいということで、委員のみなさまそれでよいでしょうか。

(2) 現行の八尾市一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)における家庭系廃棄物にかかる取り組みの進捗状況等

・資料説明(資料No.14-1、14-2 事務局)

お手元の資料No.14-1 をご覧下さい。(1)家庭系廃棄物とは、事業系廃棄物以外の廃棄物で家庭における日常生活に伴い生じた廃棄物をいいます。次に(2)一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)における数値目標指導ということで、表5-2 ごみ排出量の予測をご覧下さい。資源量を除く収集量の網掛けしているところ、平成13年、18年、21年度の実績と23年度の目標値を記載しております。

平成21年度の実績と23年度の目標値の比較を、一番右の目標達成率というところに表示しております。今回、家庭系ごみに関するところですので、上から順番に可燃、埋立、複雑、粗大、臨時等です。数値の比較だけを見ますと、すべて現計画の目標を達成しているという数値になっています。ただ、これは10年前に計画した値であり、今後ごみが増えていくだろうということを含んだ値としています。別紙参考資料、生活系ごみ及びごみ総量(府内市町村別)をご覧下さい。八尾市の箇所を網掛けしています。人口は272,499人で、府内43市町村の市町村の中で9番目です。次の欄、生活系ごみ、これは家庭系ごみと同義です。府下で8位、1人1日あたりの排出量では13位、これはごみが多い方から13位ということです。ごみ総量の1人1日あたりの排出量が多いほうから9位、つまり上位から数えると35番目ということになります。

次に、裏面の資源化の状況ですが、こちらと同じく八尾市に関しては、粗大ごみ処理施設と資源化を行う施設の合計の中間処理施設小計で12位、集団回収は5位です。八尾市では地域の集団回収が根付いていてかなり上位にいます。ただし資源化率では、16.2%で17位となっています。

ただし、これは平成21年度のデータです。平成21年度10月からリサイクルセンターが竣工され、容器包装プラスチック、ペットボトルの収集を追加しています。そのため、平成22年度からはこの根拠となる数字が上がってくるのかなと考えております。

資料No.14-1にお戻り下さい。図5-4が、現計画での平成23年度の目標値の考え方です。将来この程度ごみが増えていくだろうということ想定した数字から、平成23年度の段階で40%抑制する。という目標を持っておりました。一番下の参考というところに、年度別の収集量・処理量を示しています。ごみの総処理量は、平成17年度をピークに減少しています。景気の動向等も影響していると考えられますが、ごみ全体の量は減っているということ、参考資料として付けています。

続きまして、資料No.14-2 をご覧下さい。一般廃棄物処理基本計画、現計画のごみ編における事業進捗状況について抜粋したものです。項目が多岐にわたっているので、網掛けした部分だけご説明します。1. パートナースHIPの構築のところ。施策として、1-1 資源循環会議として市民、事業者及び行政の相互の理解と協力体制を構築し、生産、流通、消費、さらには最終処分に至る全ての段階でごみの発生抑制、再利用及び再生利用を進めます。そのため、市民、事業者及び行政が集まり、それぞれの取り組み状況と課題を発表し、解決方法を議論し合う場として資源循環会議(仮称)を定期的開催します。開催にあたっては広報誌、ホームページ、コミュニティFM等で開催を広く案内し、気軽に自由に参加できるように図ります。しかし、実際その取り組みとしては、資源循環会議の設置までには至っておりません。その代わりに、平成21年度にごみ減量推進員制度を創設しております。それからごみだけのことではありませんが、市民環境推進員制度を創設しております。こういった推進員の方々の協力を得ながら取り組みを進めていきたいと考えております。

今後につきましては、ごみ減量推進員の方を中心に、減量・資源化等の施策における行政と地域のパイプ役になっていただく情報の共有を図るため、必要があれば市で研修会等の開催をさせていただきながら進めていかななくてはならないという認識を持っております。

次に、1-2 情報発信・環境教育のネットワークの整備。施策としては、市民や事業者に対して環境問題や不用品の交換等に関する情報を積極的に提供するためのホームページを開設し、その中で環境データなどの公開にも努めます。また、ホームページ上では市民の事業者及び行政の情報交換に努めますとしておりました。前回の審議会でもお話がありましたが、実際の取り組みとしては、八尾市立リサイクルセンターでホームページを立ち上げ、不用品の情報交換ボード「ゆずります・ゆずってください」を設けています。それから統計資料No.11「清掃事業概要」をホームページ上に掲載しております。課題としては、ホームページの更なる充実を図っていく必要があると考えております。なお、1-3 から 1-5 については、今後とも継続的に進めていきたいと考えています。

2 ページ目をご覧ください。持続的に発展可能なシステムへの転換について。2-1 拡大生産者責任(EPR)の確立、2-2 事業者の資源有効利用の推進、2-3 自主回収の促進、2-4 再生品の需要の拡大を施策の中に入れてきました。各施策とも一定取り組んで参りましたので、今後とも継続して励めていきたいと考えております。

続きまして3 ページ目をご覧ください。3. 循環型システムの構築について。3-2 市民、事業者の自主的な活動の支援となっていますが、施策としては、市民が地域で行っている、有価物の集団回収活動を今後も支援していきます、また、ごみの減量化・リサイクルや環境美化に関する実践活動を奨励するために、効果的な取り組みのアイデア募集や優れた提案に対する活動資金の助成、優れた取り組みに対する表彰や民間団体等の活動紹介を行うなど、市民・事業者の自主的な活動に対する支援を行います、実際の取り組みの内容は、八尾をきれいにする運動推進本部で美化功労賞を授与、環境保全活動支援事業の実施、有価物集団回収奨励金交付制度を実施、これは現在1kg あたり5円の奨励金となっています。今後の課題としては、八尾市の集団回収は昔から実施が根付いていることもありかなり高い数値を保っていますので、今後とも集団回収等に関する情報提供等を充実させていく形で考えております。

3-3 再資源化ルートの確立について。こちらの施策では、廃油や牛乳パックなどのリサイクル可能なものの資源化を図るためには、品目別に集める資源回収ルートを整備する必要があります。廃油、牛乳パック、古紙等の拠点回収を実施し、民間資源回収業界のルートで再資源化を行います。また、資源回収業界の自助努力を基本にしなが、業界が自立し活性化するよう、国に対して設備投資による近代化を図るための、低利の融資制度及びリサイクルを推進するための税の優遇措置を創設する等の支援策を講ずるよう働きかけます。としておりましたが、いまだ取り組みとしては実施できておりません。課題としては、廃油、牛乳パック、古紙等の拠点回収を実施するため、再資源化ルートの整備について検討することが必要と考えております。

3-4 生ごみの資源化の推進について。生ごみの資源化を図るため、家庭用生ごみ処理機等の普及を支援するための一部助成制度を継続するとともに、将来的には一般家庭及び食品関連事業者から排出される食品廃棄物を肥料または飼料、もしくはバイオマス発電等に利用する研究を進めるとしておりました。八尾市としては、生ごみ堆肥化ばかし容器貸与制度を平成8年度より実施、生ごみ堆肥化容器(コンポスト)購入費助成金交付制度を平成5年度より上限3,000円で実施、家庭用電動生ごみ処理機購入助成金交付制度を上限20,000円で平成12年度より実施しております。

今後の課題は、家庭系ごみの中の大半を占める生ごみ処理に対する情報提供等を充実するとともに、支援を継続する必要があります。支援の方法については、別途検討が必要だと認識しております。

次に、3-5 効率的・効果的なごみ処理の推進と指導啓発体制の確立について。施策としては、収集業務に携わる職員が、自らごみ減量・リサイクル推進の担い手として、市民への啓発と指導に当たれるような職場づくりと職員研修を行います。また、ペットボトルのように時期により排出量の変動が大きいもの、および家電リサイクル法対象品目や食品循環資源のように、元来民間事業者の収集が予定されているものの収集運搬については、民間事業者の活用を図ります。また、中間処理においても民間事業者への一部委託による効率化を図ります。実際の主な取り組みは、ふれあい収集を平成 17 年度に、8 種分別による収集体制の確立は平成 21 年度から実施しております。リサイクルや環境に配慮した収集車両の導入、八尾市立リサイクルセンター管理運転業務の委託化に取り組んでまいりました。今後の課題としては、効率的・効果的なごみ処理体制について検討します。

3-7 費用負担のあり方の研究について。資源が循環するまちを形成するためには、排出者がごみの減量・リサイクルに対する強い関心を持ち続ける必要があります。ごみ減量・リサイクルの推進施策の一環として、ごみ処理に関する費用負担のあり方についての研究を続けます。主な取り組みとしては、粗大ごみ有料化の制度設計をした後、導入します。課題としては家庭ごみの有料化について、近隣市町村の状況や費用負担のあり方について研究します。有料化事例の研究結果を踏まえ、新たな施策立案を今回の基本計画期間中に実施することとしています。

3-8 エコ基金制度について。施策としては、ごみの減量、資源化の促進と安心かつ快適な生活環境を確保するため、ごみの再資源化に伴う収入や、市民・事業者からの寄付金等により、優れた環境ボランティア活動を行う個人や団体等の活動資金や集団回収奨励金等を交付する「エコ基金」制度の創設を検討します。これについては実施に至っておりません。今後の課題は、有料化事例の研究結果を踏まえ、エコ基金の創設を検討することとしています。

続いて 4 ページをご覧ください。安全・安心なごみ処理について。4-1 蛍光灯・電池類の拠点回収の実施として、施策としては、蛍光灯及び電池類の拠点回収を実施して、民間事業者に再資源化を委託することで環境負荷の低減に努めますとしておりました。主な取り組みは、市の公共施設や、充電式電池リサイクル協力店における二次電池の拠点回収実施があります。今後の課題は、蛍光灯の回収拠点整備等については、現在実施しておりませんので、こういった形が好ましいかも含めて検討が必要であると考えております。電池については、市の公共施設や協力店にボックスを設置し、回収しています。

4-2 危険廃棄物の適正排出について。カセットコンロのガスボンベ、使い捨てライター、石油ストーブなど火災・爆発の原因となる廃棄物の危険性及び排出方法を排出者に周知徹底するとともに、拡大生産者責任の考え方に基づく事業者の回収を求めていきます。また、国等の動向をみながら危険廃棄物の収集方法を検討しますという形。主な取り組み内容は、簡易ガスボンベ・スプレー缶の分別収集を平成 21 年度 4 月から可燃と同じ日に実施しております。市民・事業者に対してカセットボンベ等の危険物の適正排出を啓発するとともに、拡大生産者責任の考え方に基づく事業者の自主的回収を求めます。今後の課題としては、国等の動向を見ながら、危険廃棄物の収集方法等を検討する必要があると考えております。

4-5 ストックヤードの整備について。中間処理施設の更新に合わせ、今後のリサイクルシステムに対応できるよう、十分なストックヤードの整備に努めます。主な取り組みは、容器包装リサイ

クル法に対応した八尾市立リサイクルセンターを、平成 21 年度に竣工しました。今後の課題としては、収集品目の拡大や収集体制の変更等に対応可能な中継基地の役割を持つストックヤードの検討があげられます。

次の項目、5 事業系ごみについては前回までの審議会で審議しておりますので、割愛させていただきます。

続いて 5 ページをご覧ください。6. 家庭系ごみの減量・資源化施策について。6-1 ごみ減量推進員(仮称)の設置について。ここは先ほどのパートナーシップの部分と重複するので、割愛させていただきます。

6-2 につきましても、ごみ減量推進員の制度の創設ということで、ごみ減量推進員さんを、平成 21 年度から委嘱させていただいており、市と一緒にごみの減量に取り組んでいただくために、情報の提供や研修会の開催などをしていく必要があると考えております。

6-4 分別収集の拡充について。ペットボトルの回収拠点を拡充するとともに、紙パックの拠点回収及びその他プラスチック容器包装の分別収集を実施します。主な取り組みは、簡易ガスボンベ・スプレー缶の分別を平成 21 年 4 月より実施、容器包装プラスチック、ペットボトルは平成 21 年 10 月より実施し、8 種分別を全市実施させていただいています。市役所本庁舎、各出張所及び清掃庁舎等の公共施設においてペットボトルの拠点回収も継続実施。課題としては紙パックの拠点回収及びペットボトルの回収拠点の拡充について検討します。

6-5 新指定袋制度への転換について。施策として、分別収集の拡充に合わせて、より分別の徹底を図るため、5 種分別指定袋制度を抜本的に改め、市民が自己責任でごみの減量と分別に取り組む方法へと転換しますとなっております。主な取り組み内容は、分別収集の拡充に併せて、平成 21 年度に 5 種分別指定袋制から 8 種分別指定袋制に変更。今後の課題としては、先進都市の事例を参考に、事業系・家庭系指定袋のあり方について抜本的な整理をします。

(質疑応答)

○会長

まず、資料No.14-1 についてご意見あればいかがいたたい。

○委員

家庭系ごみの可燃、埋立、複雑、粗大、臨時等については、もうすでに平成 23 年度目標を達成しているが、なぜか直接搬入量が非常に多くなっている。結局トータルとしては平成 23 年度目標にはるかに届かない。直接搬入量はなぜこんなに増えているのか。

○事務局

1 回目の審議会でもご意見いただいたが、平成 15 年 9 月に最初に計画策定したときは、事業系の一般廃棄物の許可制度を導入前でした。平成 18 年に事業系の一般廃棄物の許可制度を実施しました。その時と直接搬入の取り扱いが変わっています。以前は、ごみは八尾市内のごみとしてではなく大阪市内から排出されたごみとして搬入されていましたが、改められて八尾市内から収集されたごみとして八尾工場に搬入されるようになりました。このため若干計画策定時と乖離が出ています。

○会長

数値的に、計画とどれくらい乖離がでているのか。

○事務局

清掃事業の概要 26 ページをご参照下さい。年度別の処理量の推移ですが、平成 13 年直接持ち込みが約 2 万トン、それが平成 18 年に許可業者導入以降、直接持ち込みが減っている分、許可業者の方へ移行されています。平成 21 年度と平成 13 年度の実績を比べると、約 5 千トン増えており、乖離は約 5 千トン程度と思われる。

八尾市のごみとして焼却されていなかったというだけで、ごみ排出がなかったというわけではありません。今は実態と合っていますが、計画策定時は、市が把握している数値と実態が合っていなかったということです。

○会長

相当な努力しないと、頑張っても達成できない。

○事務局

以前はごみの量はつかめなかったが、今の状態でごみの量がほぼ把握できているということです。八尾工場は大阪市が所有しています。かなり前から八尾市内の事業所のごみはごみ業者が収集していましたが、八尾工場に入れるときに、大阪市の搬入券をもって入れていました。八尾市で、八尾工場の搬入券をもらって八尾工場に入れるという方法がありませんでした。大阪市では、近隣の他市町村のごみがたくさん持ち込まれて焼却されていました。なぜかという、ごみ処理料金が kg 当たり 4 円と安かったからです。今、八尾市では kg 当たり 14 円 20 銭の処理費がかかっています。当時、大阪市は、ごみが増えてきたので中身を調べてみたら、大阪市内のごみではなく他市町村のごみが増えたということが判明しました。それを締め出しはじめたのが平成 10 年頃です。そのため、大阪市の搬入券を使って八尾工場にごみを搬入することができなくなり、直接持ち込みをし始めたのが、平成 13 年です。本来八尾市のごみなのに、大阪市に区分されていたごみが、平成 10 年くらいからまた、形を変えて八尾市に戻ってきたということです。それが平成 10 年から平成 18 年までの間。この過渡期の数値なので実態と少しずれています。今の数値を基本に考えると、きちんとした減量計画、将来構想を立てることができます。

○委員

先ほどの事業系ごみの袋とも関わるが、現在、家庭系ごみ中に事業系指定袋で収集した事業系ごみが含まれているのか、そうではないのか教えて欲しい。収集は一緒にされるということだが、なんらかの方法で事業系のごみがどれだけ含まれているかを知る方法があるのか。一緒にカウントされているのか。

○事務局

資料 26 ページでいうと、事業系の袋も可燃の中に入っています。許可業者収集の中には事業系袋の分は入っていません。

○副会長

資料No.14-1、下の表は、資料 26 ページにもとづくもので、資源ごみを除く家庭系ごみ収集量、可燃の数字に事業系ごみの指定袋の分は入っている。その上の表、排出量の予測 1 人 1 日当たりごみ可燃 1 人 1 日当たり、例えば平成 21 年度だったら 502.22g/日、ここには事業系のごみの指定袋は少し入っているという解釈でいいのか。表 5-2 の、直接搬入量には許可業者収集分も入っているということ。大阪市から締め出されて、ごみがすぐに八尾市に戻ってこなかったのは、おそらくまた他市に行ったということと思われる。高槻市がごみの展開調査をした時、八尾のごみが混入し

ていたということがあった。八尾市に戻ってきたのが平成 13 年度。目標達成率が低いままというのは、目標値が違ったということなので、底上げ分をいくら見たらいいのか。

○事務局

実際に事業系の袋でどれだけ収集されているかは、そこまでは把握できていません。指定袋を 5 万枚程度販売しているので、5 万枚×6 kg/袋= 300,000kg くらいと推定されます。

○副会長

それは家庭系ごみに混入している分である。そうではなく、直接搬入量の方が目標達成できていないということに関して、目標値を見直すとしたらどのくらいにすればいいか。

○会長

今すぐ答えを出すのは難しいと思う。それをする方がいいのか、今までの経緯を説明するのがいいのか。自分の都合のいい数値を出すと思われたら心外である。きちんとした値が出るならば出したらいいと思う。

○事務局

どこまでいっても推測値になると思います。

○会長

参考資料の「生活系ごみ及びごみ総量」の八尾市の順位が 9 位というのは、悪い方から 9 番目ということで、あまり良い結果ではない。資源化の 12 位というのは良い方から 12 番目ということ。なぜこんなに悪いか事務局で検討して欲しい。

○事務局

具体的な数字が出ないということもあります。元々 5 種分別の段階で、一般廃棄物、産業廃棄物を含めて論議しないで、指定袋制を先に導入しました。現状施策も含めて、事業系ごみが家庭系ごみに混入していることの現状を分析して今後考えていきたい。

○会長

この数値を謙虚に受けとめて問題点をピックアップしたら、必ずいい方向に向かうと思う。

○委員

八尾市は、集団回収が昔から非常に盛んという話があった。なおかつ、新しい立派なりサイクル施設が建設されたにもかかわらず資源化率の順位が府下で 17 番目である。結局、市民は頑張ったけれども、その後の資源化率があまり良くなかったのではないかと推測される。資源として収集したごみの資源化率はどうなっているのか。資源になっているといってもいろいろあると思う。本当に最終的に資源になっているのか。今までは、容器包装リサイクル協会に委託しました、ということで終わっていたように思う。委託したその先はどうなっているか、確認できるという契約になっているはず。適正に資源化されているか確認しているのかをお聞かせいただきたい。

○事務局

平成 22 年度は、容器包装プラスチックはマテリアル材料リサイクルという形に切り替わり、広島のリサイクルセンターで処理しています。昨年 9 月に数名で現地視察も行いました。昨年 5 月の容器包装リサイクル協会の抜き打ち検査の結果は、異物以外のリサイクル率は 96%でした。ガラスについても 31 ページに載せています。新リサイクルセンターになったから伸びたということではないと思いますが、こういう推移をしています。

○委員

この数字は、収集量なのか、資源化した量なのか。

○事務局

これは、分別して排出されているごみを収集した数値です。

○委員

排出量＝リサイクル量とはならないと思う。つまり、市民の分別間違いもあるだろうし、収集後市がどう運んでどうピックアップするかによってリサイクル率が変わってくると思う。どれくらい資源化されているのか。お聞きしたいのは、排出量の中に占める資源化量はどれくらいかということである。

○事務局

8種分別していて、資源物の指定袋に入れる場合はビンと缶という形で収集、それをそのままリサイクルセンターのピットに入れて、そこからビン、缶についてはスチール、アルミあるいはガラス(無色、茶)、あるいは鉄製については粗大ごみだったり複雑ごみだったり、そういうところから破碎して鉄を抜いてくるという形をとっているの、厳密に収集量と資源化量の数値を照合するというのは困難であると思います。

○委員

八尾市が特殊な自治体ではないと思う。どこの自治体も市民にがんばれという割には、その後どうなったか周知されていないように思う。資源化の過程でかなりのものが資源化できなくても、それはできなかったから仕方がないということになっていることが多い。市民が排出したものの資源化率を上げていくには、どれくらい収集して、どれくらいが何になったのかということデータを取ってできる限り公表するべきなのではないか。たとえ多少お金がかかっても、市民が出したものがどこかに不法投棄されていないということを保障する、責任を持って最後までどこにいくのかを見届けることが行政の責任ではないかと思う。

○委員

資料No.14-2、3 ページ、循環型システムの構築というところ。生ごみの資源化は重要な課題であると考えている。主な取り組みのところで、八尾市が平成8年から実施された生ごみ堆肥化ほかし容器貸与制度というものがある。平成8年にこの制度が出来たとき、助成を受けてコンポストを購入し、魚のアラや野菜処理に使っていた。循環型システムで少しでもごみを減らしたいという意識があった。しかし、今はほかし容器を使うほど生ごみの量がでない、可燃ごみとして捨てているので全部焼却されている。八尾市のほとんどの家庭で野菜、果物の残骸があると思う。量は少なく、資源化するには手間がかかる。しかし全部集めたら相当な量になる。生ごみだけを別に収集してごみの減量へつながったら、市民のごみ減量の意識向上に繋がるのではないか。

○委員

集団回収の件であるが、うちの近所で毎月第2土曜日に、業者が新聞紙やダンボールを集めている。それから国道25号線沿いにダンボール、古紙を投函してくださいという大きな建物がある。これは八尾市が管理しているのか。

○事務局

集団回収とは、子ども会や町会、老人会などが毎月定期的に古紙などいわゆる有価物を収集し、

業者に引き取りにきてもらい、年間の回収量を市に報告すると奨励金を受けることができるというシステムです。休みの日に、業者さんが軽トラックで回られているのは自主回収なので、それは集団回収とは認識していません。国道 25 号線沿いにある施設は民間業者で、行政介入はしていません。八尾市とは無関係の施設です。

○委員

資源化率 16.2%とある。うちの場合は、ごみは生ごみだけである。トレイ、紙、ビニール、新聞、布製などすべて分別して出している。そこから実行すれば資源化率はもっと上がると思う。

○事務局

各家庭によってそれぞれ生活スタイルは違うが、そこまでやっていただくと 90 数%は資源化できます。それを目標に取り組みを進めて行きたいと考えています。

○委員

8種分別実施時に、市から町会にきてもらい、啓発されているはずである。そのときに、プラスチックは洗って乾燥させてから排出するように指導があった。ビニール類は、容積を減らすためにくくって出す等工夫して排出している。そうすると月に1袋から3ヶ月に2袋で充分である。

今後啓発の説明会を実施するなら、私も参加させてもらいたい。市役所が市民の知恵を活用していけばよいと思う。

○委員

ごみ減量推進員という言葉は、この審議会に出席して初めて聞いた。私もトレイは洗って棚の上において乾燥させてから袋に入れるよう努力している。

○委員

市民が自己責任でごみの減量と分別を意識しなくてはならない。ごみの有料化は必要と思うが、有料化することになったら不法投棄が増えるのではないか。今の状態でも、家庭ごみをよその所に捨てる人もいる。置いてあった自転車の前かごに、ごみを入れられていたことがあった。

○副会長

夜勤で、朝ごみの収集時間に出せない人とか、不法に捨てたりする人もいる。不適正な出し方のための対策も講じないといけない。

○委員

ビール缶の排出量が多いと思う。リサイクルすると市にお金が入るのではないか。それを利用してごみ処理のための費用にすればよいと思う。野菜の皮をおいしく食べる工夫について、テレビ放映されていた。そういうこともごみ減量につながっていく。

○会長

ごみ減量について、色々なアイデアがある。ごみ減量推進員がどこにいるかわからないという意見もあった。玄関に推進員の看板を掲げてもらおうといいのではないか。分別したら本当にごみが減る。ほとんどの人は真面目にやっている。人の自転車にごみを投棄するのはレアケースである。八尾市は田畑が多いので、野菜の皮をおいしく食べる講習会を開くと良い。啓発しながら進めていくと、もっとうまくいくと思う。もっとリサイクルを推進することができるのではないか。ごみ有料化したら不法投棄で川がきたなくなるなんてことはないと思う。受益者負担を考えなければならぬ。缶については、市が全部集めたらかなりの収入になるが、缶を収集してそれで生活している人もいるので難しい問題もある。

○委員

資料No.14-2、4-6、PCBの問題について。PCBはかなりの事業所で保存されている。一般の家庭の蛍光灯でも昭和何年か以前のもものはPCBが使用されていた。

○事務局

PCB廃棄物の管理に関しては、大阪府が管轄しています。事業所の苦情に関しては環境保全課に問い合わせいただいたら、大阪府と一緒に取り組んでいきます。

○委員

大阪府がPCBに関する啓発パンフを出している。事業所に配布したらいいのではないか。
事務局から

○事務局

先ほど花嶋委員からご質問のあった資源化率について回答します。資源化率は77.5%です。ガラスは、白と茶のものはカレットにその他の色は路盤材にしています。

○委員

路盤材になるといいながらその辺に積みあがっていたりするので、最終的にしっかりチェックして欲しい。

○事務局

次回の審議会は、リサイクルセンターの施設見学を予定しています。3月25日(金)8階会議室に10時に集合していただくよう、お願いいたします。

4月に予定していた審議会は休会とします。新年度の審議会は5月から開催します。詳細は追って事務局から通知させていただきますので、よろしく申し上げます

5. 閉会